平成２８年（フ）第３２３号
川崎市中原区下小田中２丁目２番１―302号　ピアオオタニ、前住所東京都江戸川区中葛西３丁目30番７―202号　ＭＡＩＳＯＮ　ＮＩＳＨＩＮＯ２
破産者　夏山永充こと　曹　　永充
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第８８号
新潟市北区早通北２丁目７番８号
破産者　古山　伸一
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２１８号
愛知県春日井市下条町３丁目１番地16　ファリアージュ202号、従前の住所愛知県春日井市小野町１丁目85番地　シティエクセル207号
破産者　園田　正司
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８８号
愛知県あま市七宝町桂山之浦1731番地29
破産者　メイジョウホームサービスこと　藤本　正雄
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５４８号
名古屋市南区三吉町２丁目84番地の１　三吉住宅１棟111号、従前の住所名古屋市南区鳴浜町１丁目７番地
破産者　萬招園こと　星山　勝儀
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５４９号
名古屋市南区三吉町２丁目84番地の１　三吉住宅１棟111号、従前の住所名古屋市南区鳴浜町１丁目７番地
破産者　居酒屋ゆきこと　星山　幸子
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６２６号
名古屋市南区明治１丁目５番８号　小澤マンション203号、開始決定時の住所愛知県北名古屋市熊之庄新宮132番地　リバティーハイツ102号
破産者　深田　貴将
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６６２号
愛知県北名古屋市西之保青野153番地１　イーストコート102号、従前の住所愛知県北名古屋市西之保三町地２番地　サウススクエア502号
破産者　鈴木　達雄
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７８１号
名古屋市港区春田野３丁目702番地　サンプラザトヤ102号、従前の住所名古屋市中川区月島町８番１号
破産者　渡邊　昭一
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３５２９号
兵庫県三田市さくら坂１番24号、開始決定時兵庫県川西市清和台西５丁目４番地の98
破産者　井上　　毅
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９４号
兵庫県三田市福島329番地２　沢の本宿舎２棟206号
破産者　西　　幸治
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４７号
神戸市垂水区本多聞１丁目13番７―303号
破産者　塩田　浩喜
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４５２号
神戸市中央区古湊通１丁目２番25―508号
破産者　吉田　和美
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５５号
神戸市西区長畑町９番地の12　ヴィラドゥバンブーＢ―２号
破産者　二階堂頼香
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
神戸市西区池上１丁目12番地の１　Ａ―808号
破産者　ＣＡＦＥ　ＣＯＯＬこと　梶山　正和
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第８８号
兵庫県姫路市網干区垣内中町126番地　レオネクストビアンコ105
破産者　竹内　直喜
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２５１号
広島市東区光町２丁目２番18―502号
破産者　光井　典明
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５２号
広島県安芸郡府中町青崎東４番80号　203
破産者　光井　裕明
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部